

悩みごととは市青少年センターへ

▽市内中街、郊外における補導活動
▽青少年のいろいろな相談活動
▽地区青少年健全育成協議会の推進と援助
そこで、今回は夏休みが半分以上すぎた今、毎日の生活に
気のゆるみがでてくる時に際し、最近の青少年の動向を紹介
し、市民の皆さんと共に非行防止の対策を考えて見ることに
しました。

吸い始めは、ほとんどの場合好奇心や友達から誘われて喫煙をするようになったという例が多いようです。自動販売機の存在が一役買っているということも見のがすことはできません。親が子どもの前で喫煙し、平気で見の前に煙草を放置してお

この暑さの中、冷房のきいたパートやスパーの中は格別遊び場となっており、少年がブラブラしたり、たむろしているのに出会います。

こうした場所に目的もなく

平素から親が子どもの動向について関心を持ち注意深く見守っている必要があります。

シンナー・ポンド遊び

四十二年頃から全国的にシンナー遊びが流行し、大変な騒

夏休みが半分以上すぎた。今日の生活にはばつぱり気がゆるみがでてくる時ではないかと思ふ。こうした時期に気のゆるみ、時間のもてあましが事故にあつたり、非行に走る大きな要素を持っています。

子ども達がどんな毎日を送っているのか。

又、計画的に自分のことを同じように他の子どもにも気のついた所で注意してやるといつた愛情ある態度でもって成長を見守つてください。

青少年の非行は家庭、社会の青少年に対するあたたかい思いやりがあれば、かなり防止できます。

- 父母は尊敬しあつて仲よくする。親は子どもを理解し、人格を尊重する。
- 家庭はみんなで話し合い、楽しい家庭にする。
- 子どもを会育所し、社会性を育てる。
- 親は明るい近所づきあいをし、よい社会人となる。
- すべてのおとなは子どもの手本となる。
- 子どものためよい環境をつくる。おとなは責任をもつて子どもを交通事故から守る。
- 恵まれぬ子どもは暖かく保護する。

〔金池校区〕

- | | |
|-------|--------------|
| 牛島 顯 | (34) 7 2 1 6 |
| 佐藤一男 | (32) 8 7 7 4 |
| 村山菊雄 | (32) 9 8 8 5 |
| 井上スミ | (32) 6 4 5 8 |
| 清水ヤナコ | (36) 0 9 9 5 |
| 兄玉恒雄 | (34) 5 8 0 9 |
| 大塚清志 | (34) 4 5 6 1 |
| 森 典文 | (32) 5 4 6 3 |
| 後藤昭春 | (36) 0 2 2 0 |
| 荷揚校区 | |
| 大津真子 | (32) 3 5 2 9 |
| 土師正美 | (36) 2 8 1 7 |
| 藤幸伊佐美 | (32) 2 9 6 5 |
| 川辺 孝 | (32) 0 6 8 6 |
| 長浜校区 | |
| 丹生義博 | (33) 7 9 7 5 |
| 三野兼喜 | (34) 1 6 6 8 |
| 横光波乃 | (32) 3 8 5 7 |
| 豊岡 正 | (34) 3 4 9 5 |

悩みは気軽にご相談を

- ▽安永昭子 (㊦ 0375)
 (八幡校区)
 ▽松田 公 (㊦ 1983)
 ▽姫野保子 (㊦ 8765)
 (神崎校区)
 ▽安部耕碩 (㊦ 3579)
 ▽上原ケイコ (㊦ 33028)
 (南大分校区)
 ▽赤星 力 (㊦ 1469)
 (滝尾校区)
 ▽小野智子 (㊦ 2131)
 (滝尾校区)
 ▽野崎 悟 (㊦ 4341)
 ▽杉本 匡 (㊦ 5476)
 ▽佐藤照子 (㊦ 2936)
 (東大分校区)
 ▽足立大助 (㊦ 0636)
 ▽佐藤幸雄 (㊦ 4831)
 ▽足立藤吉 (㊦ 0635)

〔鶴崎校区〕

- ~~~~~

〔大在校区〕

- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

〔丹生校区〕

- 〔丹生校区〕

東植田校区

- 東植田校区

理由 (Reason)	割合 (Percentage)
お金 (Money)	41.6%
ヒマ (Spare time)	21.0%
本人の心構え (One's own mind)	14.3%
一概に言えない (Cannot say)	15.0%
わからない (Don't know)	8.1%

もつと欲しいお金とヒマ

余暇活動の充実に

進んだ社会におけるくらし
あなたが余暇活動をより充
実したものにするためには何
が不足していますか。

国民生活センターでは次の要領で情報の生かし方、選び方に関するあなたの経験談や意見を募集しています。ふるってご応募下さい。

▽テーマ ぐらしの情報Ⅱ私の選び方、生かし方Ⅱ

▽原稿 4百字詰原稿用紙10枚前後。原稿は必ずとして末尾に氏名、職業、年齢、電話番号を明記して下さい。

▽締切 9月30日(当日消印有効)。

▽宛先 東京都港区高輪3の13の22 国民生活センター 懸賞文募集係(〒180)

▽賞 特選一編(賞金5万円) 入選三編(賞金3万円) 佳作若干(記念品)

▽発表 1月中旬頃。

事務室を移転します

8月25日から8月29日

新市庁舎建設のための仮庁舎建設は、予定どおり順調に進み、八月中旬には内部工事が出来上る見込みです。

事務室の移転は八月二十五日から八月二十九日の五日間に各課単位で順次行なう予定で、各課の正常事務は九月一日には開始できるように準備しています。

事務室移転期間中は市民の皆さんに大変ご迷惑をおかけすることと思いますが、事情をご理解いただきましてご協力下さいますようお願いいたします。

城址公園の仮庁舎に移転する部課

- ▽市民部：国民年金課、交通安全対策課
- ▽税務部：部長、市民税課、資産税課
- ▽社会福祉部：部長、社会課、福祉課、国民健康保険課、福祉事務所
- ▽環境部：部長、公害対策課、緑化推進課、保健衛生課、予防課
- ▽清掃部：部長、管理課

本庁建物内で移転しない部課

- ▽市長室、助役室、収入役室、秘書課、会計課
- ▽議会：正副議長室、議員控室、議会事務局
- ▽総務部：部長、企画調整課、人事課、財政課、管財課
- ▽市民部：部長、自治振興課、市民課
- ▽清掃部：清掃第二課の窓口事務が納税課の一隅に残ります
- ▽外局等：選挙管理委員会事務局、監査事務局、職員労働組合事務局

その他

大分消防本部及び大分消防署は城址公園外苑
購買部、行政書士(代書)は旧本庁舎北側東よりのプレハブ

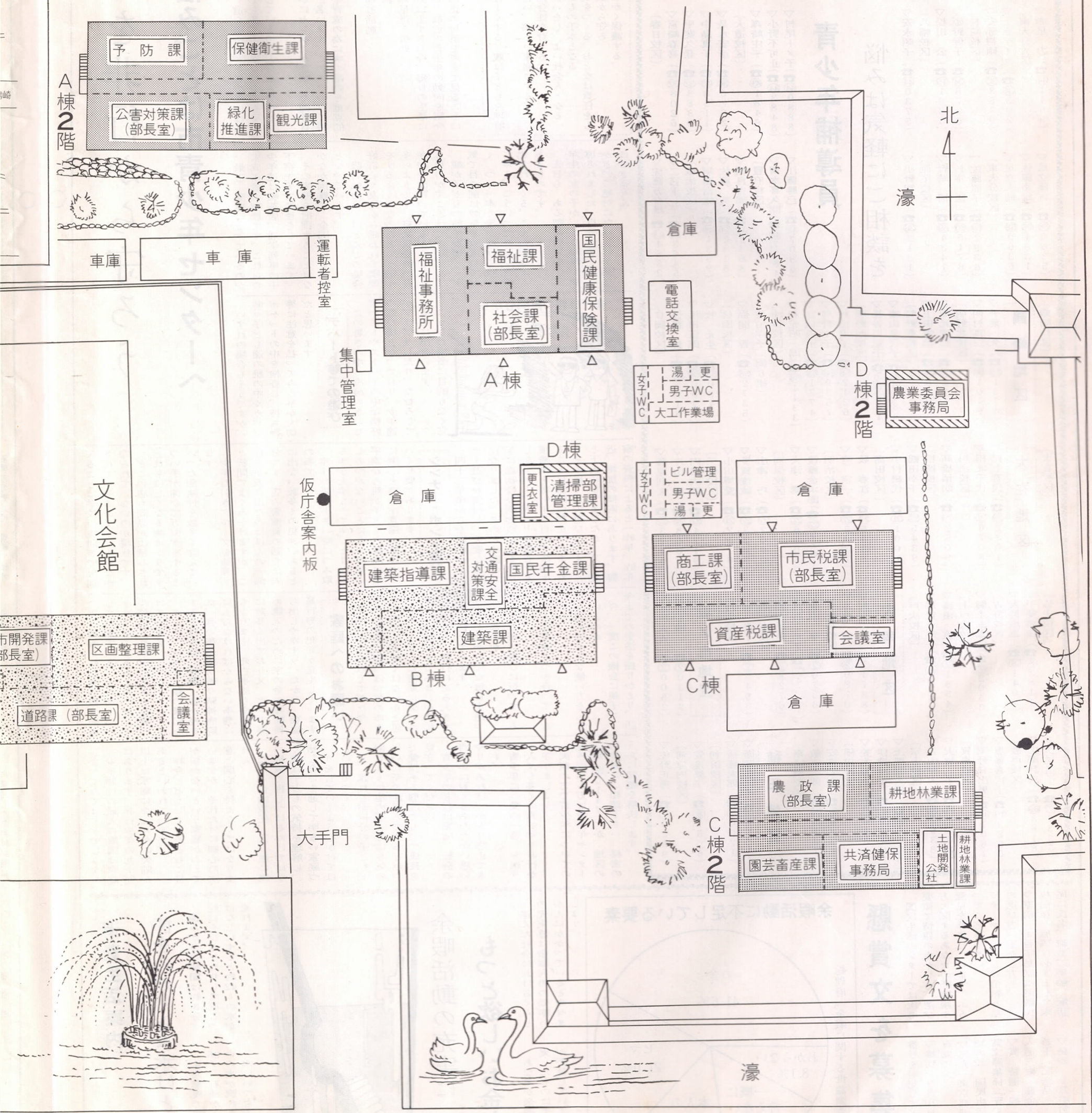
電話の切り換え

電話は八月末に一せいの切り換えをしますが、市民のみなさんにはご迷惑をかけるよう十分注意をして行います。

しかし事務室の移転期間中でも今までどおり電話は通じますが、課等によっては電話番の職員のみで事務処理が遅延する場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

庁舎案内板

旧本庁正面玄関と城址公園内広場の文化会館正面玄関前に「庁舎案内板」を設置しますのでご利用下さい。



本庁舎・仮庁舎事務

庁舎解体にご協力を

いよいよ懸案の新市庁舎建設に着手する運びとなりました。まず最初に九月から一カ月間、の予定で庁舎の解体工事を行うこととなります。

解体される建物は主として次のとおりです。

- 旧本館の増築部分：商工部、農政部、税務部の資産課、納税課等の鉄筋コンクリート四階建。建設部、社会福祉部等の鉄筋コンクリート三階建。消防庁舎鉄筋コンクリート三階建。
- 旧教育会館鉄筋コンクリート三階建。

市民みなさんのご理解あるご協力を願います。

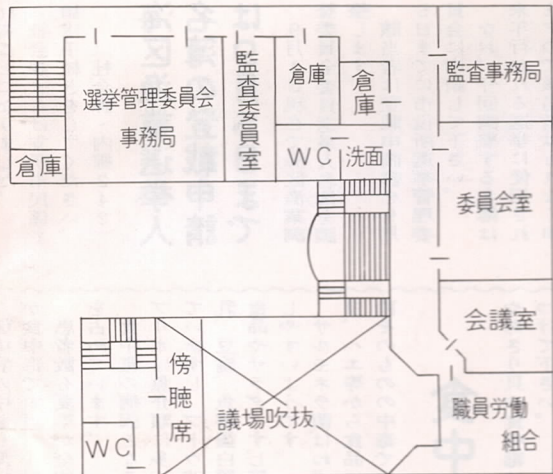
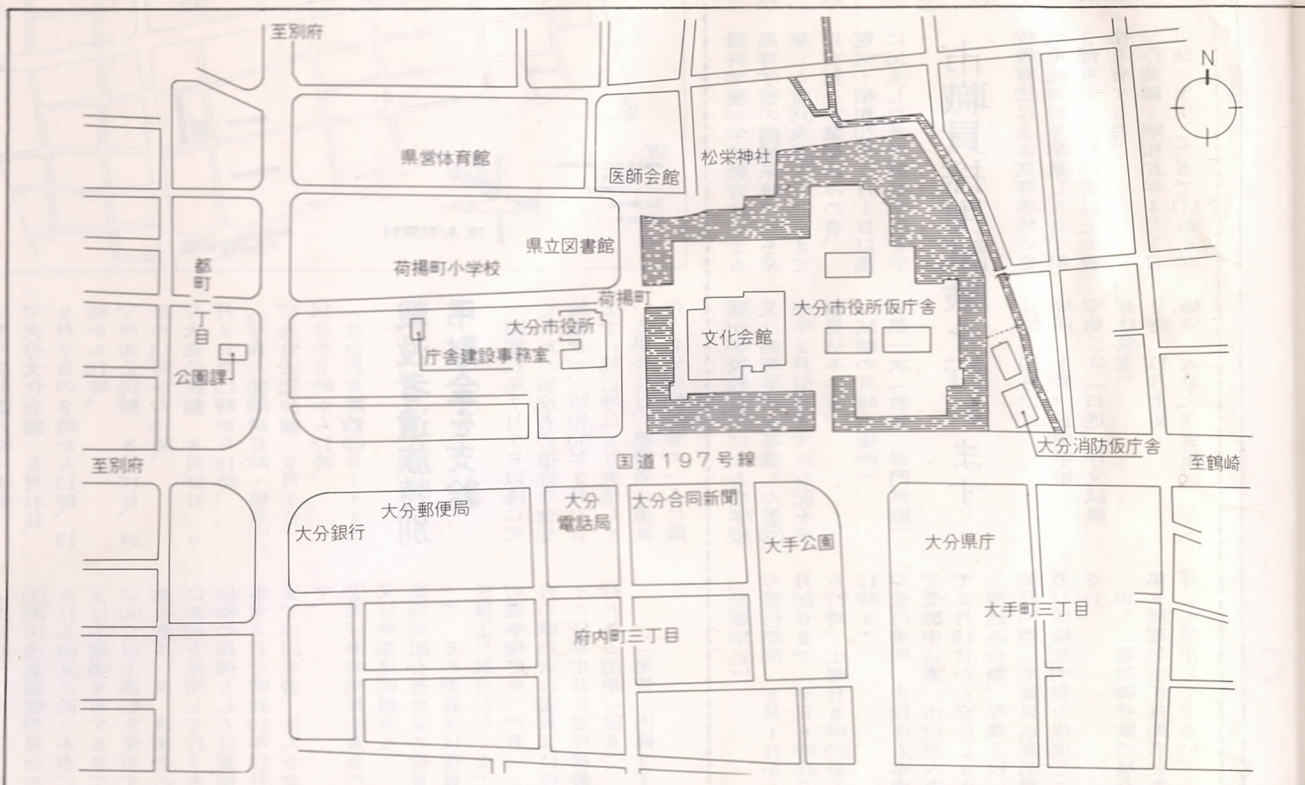
地下の掘削工事が始まり、と城址公園の堀の水位が下がることと予想されます。

そのため事前に北側の堀を老人会館付近でせき止め、白鳥や鯉は東側の堀に移します。

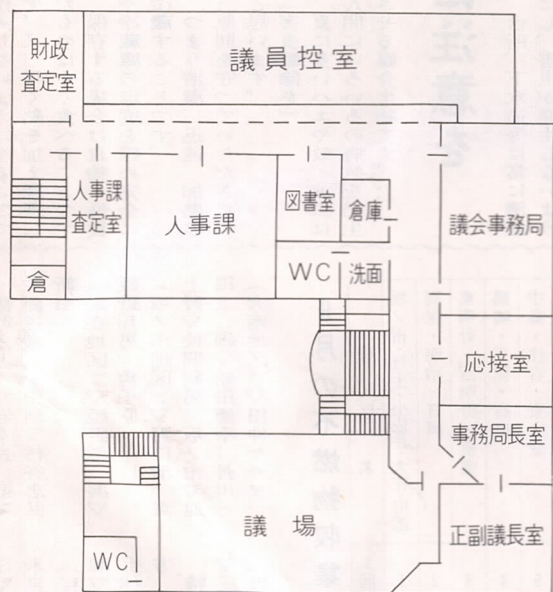
また西側の堀には水を還元するように計画しています。

八月の末に各課の移転が行われますが、旧本館内にある部課等に用事のある方は、解体工事や建設工事のため裏からの出入りができませんので、正面玄関だけを「利用下さい」。

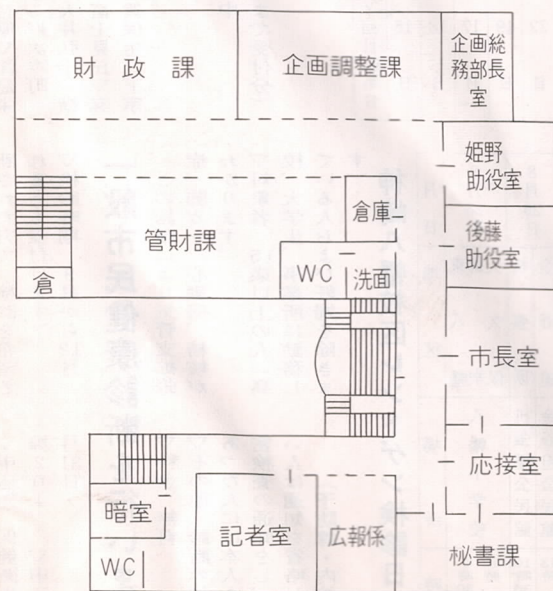
なお夜間受付は正面玄関の正面反対の西側に設置します。



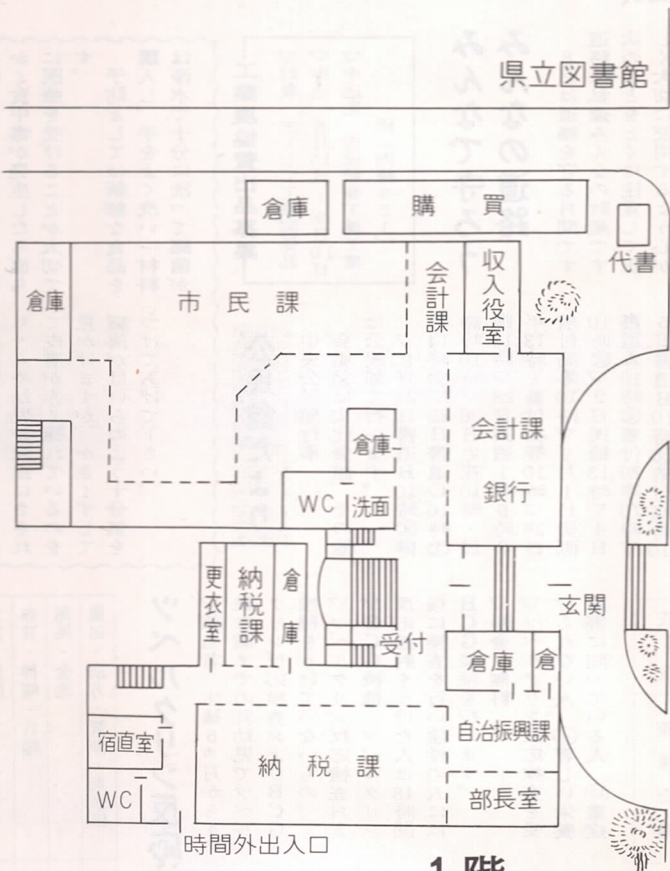
4階



3階



2階



1階



下水道部は弁天処理場
建築申請は建築指導課で

下水道の事務室は、次図の位置にある弁天処理場の管理棟に八月二十五日移転する予定です。

移転が終了すると、課の配置や電話等は次のようになります。

（事務室の位置）

一階：部長室、管理課

（建築確認申請等）

建築確認申請書及び排水設備確認申請書の受付事務は城址公園内の建築指導課で行います。

市の電話番号

り特別手懸金20万円を支給されることになりました。

社会課または支所市民係で請求手続きをしてください。

(社会課・内線242)

▽とき 8月23日・24日 20

▽その他 交通渋滞を防ぐため、別図のように車両進入禁止、歩行者横断禁止、駐車禁止区域を設けてあります。是非ご協力下さい。

▽大会会場 大分公民館 ㉔4938
▽鶴崎会場 鶴崎公民館 ㉔2671
▽戸次会場 戸次公民館 ㉔025

商店街駐車場・法心寺前駐車場・赤坂家具店空地・住友正門前駐車場・駅前駐車場・鶴崎橋大在側付近

絵画・書・写真の講座を開きます。参加希望者は開講2日前までに受講部門・氏名、住所・電話番号を次の公民館

☎ ② 0 3 0 4。
 (絵画の部開講日時・場所)
 ▽大分文化会館 8月31日、
 9月7日の9時から12時。
 ▽鶴崎公民館 8月24日、31
 日、9月7日の9時から12時
 ▽大分公民館 8月27日、9



9月1日現在で海区漁業調

伝染病の中でも夏に多いのが食中毒です。患者数も夏季が全体の7割を占めています。食中毒の病源となる腸炎ビブリオは魚介類に多く付着しています。ブドウ球菌は牛乳、豆腐、魚等蛋白質の多い食品やサラダ、すし等に繁殖しやすいのです。侵入しないようにすることが又、早く熱を加え調理したものはすぐ食べることです。保存する場合は食物の性質や冷蔵庫の温度を確め完全に冷蔵することです。つまり清潔、迅速、加熱の三原則を守っていたきたいと思ひます。

(夏虫駆除を)

やあさり貝の食中毒にも気を
つけて下さい。

台所、下水道等は常に清潔
にし、害虫が発生しないよう

校 区 名		1回目収集日	2回目収集日
坂ノ市丹生・大在・川添	別保・明治・日岡	1 日	16 日
東明野・西明野・桃園	鶴崎・三佐・高田	3 日	17 日
中島・住吉・東大分		4 日	19 日
戸次・上戸次・河原内・判田		5 日	22 日

ツベルクリン反応注射・BCG接種

9月1日	米良	安田山崎 氏宅	米良公民館	9時45分 10時30分
百木 原・地 赤仁田吉	米良	山崎 氏宅	米良公民館	10時50分 11時10分
13時 13時30分				

接種をうけていないもの。
▽ツベルクリン反応検査およびBCG接種
ツベルクリン
質ホルモン剤を使用中のもの。

9月2日	住	住床公民館	9時40分 10時20分
上高江・ハイツ高江	大野芳生氏宅	10時50分 11時30分	
混浴列・庄屋村	判田中学校	13時 14時30分	
立小野	立小野公民館	10時 10時40分	

8月は道路を守る月間です
道路は私達みんなの財産です
10時㊥2日民踊13時▽4日

▽受付時間 9時から11時半
(予防課・内線334)

①道路に土砂、ごみ、たばこのすいがら、紙くず、空かん

校 区	接 種 会 場	ツェルクリン 反応注射月日	反応検査及B CG接種月日
春 日	結核予防センター	9月2日	9月4日
滝 尾	文化会館北側	9月9日	9月11日
神崎八幡	松栄神社となり	9月23日	9月25日

校教育法による高等学校の電
気系統の科を卒業した者で第
場所 上野ヶ丘中学校

で8月15日から交付します。
申込みの際、写真2枚、卒業証明書（卒業見込証明書）及び成績証明書を提出して下さい。

とき 9月5日8時30分
ところ 明野北町
あけまの公園東側広場

上野ヶ丘▽佐藤昇二 中萩
原▽佐藤ウメ 錦町▽河野満
男 今津留▽相野八重子 大

料検診

▽8月は26日(第4火曜日)
▽受付時間 9時から11時。
▽対象者 満18歳未満(50年

毎月、大分保健所で3歳児
検診を行っています。気軽に
お受け下さい。料金は無料です。

9月8日	南生石東東生石 王生石3丁目 南王子町3丁目	明照幼稚園	13時	10時	11時30分	14時	11時30分
9月5日	南春東生石 王生石3丁目	春日神社	13時	10時	11時30分	14時	11時30分

料検診		9月9日		9月10日	
▽対象者	満18歳未満(50年)	王子町西	王子町北	王子町西	王子町北
		春日校区 福祉会館	春日校区 福祉会館	春日校区 福祉会館	春日校区 福祉会館
		1310時 時30分	1310時 時30分	1310時 時30分	1310時 時30分
		1411時 時30分	1411時 時30分	1411時 時30分	1411時 時30分

一般市民健康診断を行います

▽対象者 15歳以上の人（高
密検査の通知をし、異状のな
い人は本人あて再度精
査の結果異状の
診断の結果異状の
▽その他 肺がん、心臓病、結核が
症、肺がん、心臓病、結核が
わかります。

校、大学生、事業所に勤務し
い人は通知を省略します。

神崎八幡校区レントゲン検診日

8月29日	8月28日
上金机	大御東
谷八	久八
追原	保幸幡
金谷追原公民館	八幡小学校
10時30分 11時30分 14時	13時 9時30分 11時30分 14時

米良公民館	9時40分 10時30分
-------	-----------------

9月1日	実百 原木・ 赤地 仁吉 田	山崎 勲氏宅	10時50分 11時10分
	百木公民館		13時 13時30分

9月2日	上高江・下高江	住 床	9時40分～10時20分
	上高江	住 床 公民館	

立小野	混布刈・庄屋村	立小野公民館	判田中学校	大野芳生氏宅
10時 10時40分	13時 14時30分			

片野・大奥寺	ひばりヶ丘
居村 井七郎氏宅	シヨッピン センター横
10時	14時
10時40分	15時

9月4日	光永・戸無瀬	辰口・東新川	西新川
11時 11時40分	光永公民館	辰口公民館	13時 14時30分

春日校区レントゲン検診日

9月3日	月日
大分港・西生石	地区
火王宮 (浜ノ市神社)	場所
10時 〜 11時30分	時間

9月5日	1.2.3.4丁目	王子中学校正門	13時 5 14時	10時 5 11時30分	春日神社
------	-----------	---------	-----------------	--------------------	------

9月8日	南生石東・東生石 王子町3丁目 南王子町3丁目	明 照 幼 稚 園	13時 10時 14時 11時 14時 30分 30分
------	-------------------------------	-----------	-----------------------------------

王子中町東 阿部ア パート	王子中町東1番34号 9時30分〜10時10分
---------------------	----------------------------

9月10日	西春日町	王子中町西	王子中町西	春日校区社会館	13時10分 14時11分30分
9月9日	東春日町	王子中町北	王子中町北	春日校区社会館	13時30分 14時11分30分

50年度の国保税きまる

低所得者には減税も

五十年度の国民健康保険税がきまりました。みなさんのお手許へは八月二十日ごろまでにお届けします。

この保険税は前年の所得額、本年度固定資産税額および加入者数をもとに計算し年税額を決定します。その結果仮算定です。納税の期は、第一期、第二期を本年決定した年税額から差引き、残額を三期から六期まで四回に分けて納めていただくことになります。又、過納税額については後日通知書を送付しお返しします。

税率、計算方法は昨年と同じです。参考として別表の税率表、計算例を参考に自身で計算してみたい。

なお、五十年度地方税改正で国民健康保険税の一部改正されました。重要な改正点は次のとおりです。

①住民税で長期譲渡の課税の特例措置および短期譲渡所得に対する税率の引き上げがなされました。

算定する際、住民税の基礎控除額に被保険者の数に応じて加算する金額が一人当たり十三万円(改正前十一万円)に引き上げられました。

②低所得者に対する国民健康保険税の減額となる金額を

算定する際、住民税の基礎控除額に被保険者の数に応じて加算する金額が一人当たり十三万円(改正前十一万円)に引き上げられました。

③世帯主が他の社会保険に加入し、世帯員のみ国保に加入している世帯を擬制世帯といいますが、この場合、世帯主の所得、固定資産税額についても課税されます。ただし、全家族数に對し国民健康保険に加入していない家族の割合に応じて、その分だけ税額が軽減されます。軽減は所得割額、均等割額、資産割額について行います。たとえば、五人家族で二人だけ加入していれば五分の三が軽減されます。擬制世帯で世帯員に異動があった場合は必ず届け出て下さい。

④低所得者の計算
所得の少ない人は均等割と平等割が次のように安くなります。⑤総所得金額が十九万円以下の世帯は六割減。

別表1
国民健康保険税の計算方法及び税率

所得割額	課税所得金額× $\frac{4.2}{100}$
資産割額	本年度固定資産税額× $\frac{16}{100}$ (土地・家屋分)
均等割額	国保加入者数×1,440円
平等割額	1世帯につき1,880円
合計	1年間の保険税
①+②+③+④	

※ ただし年税額が120,000円をこえた場合は120,000円で打ち切ります。

高額療養費の申請をお忘れなく

自己負担は月3万円だけ

高額療養費支給制度というのを存じでしょうか。

これは、みなさんが医者にかかって窓口で支払う自己負担額が一か月に三万円をこえた場合は、そのこえた額を申請により保険で支給しようというものです。毎月高額の医療費を支払っている方は一か月三万円を自己負担すればよいことになります。ただし、総合病院で入院の

場合は他科診療分を合算します。⑥ベッドの差額料等保険診療外のものは計算の対象になりません。以上の条件がそろうている方は市国民健康保険課又は各支所に国民健康保険証、領収証、印鑑をお持ちのうえ、備え付けの用紙で申請して下さい。

また、総合病院で入院の

また、総合病院で入院の

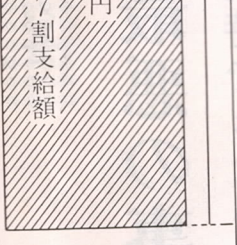
また、総合病院で入院の

また、総合病院で入院の

また、総合病院で入院の

また、総合病院で入院の

また、総合病院で入院の



別表2

保険税の計算方法

つぎの世帯を例にして計算してみたい。

- 前年中の給与 120万円
- 家族(国保加入者) 3人
- 50年度固定資産税額 1万円

①所得割額	給与控除 437,500円 給与特別控除 1,200,000円×5%=60,000円→20,000円 基礎控除 190,000円 (計算) 1,200,000円-437,500円-20,000円-190,000円=552,500円 552,500円(課税所得)× $\frac{4.2}{100}$ =23,205円
②資産割額	10,000円× $\frac{16}{100}$ =1,600円
③均等割額	3人×1,440円=4,320円
④平等割額	1世帯……1,800円
合計(年税額)	30,920円(10円未満切捨)
①+②+③+④	

給与所得を除く他の所得は次の計算によります。

(総所得金額-基礎控除)×税率=所得割額

①給与所得控除計算方法

給与収入金額	給与所得控除後の給与金額
438,500円未満	0
438,500円～1,250,000円未満	給与-437,500円
1,250,000円以上1,500,000円未満	給与× $\frac{65}{100}$
1,500,000円以上3,000,000円未満	給与× $\frac{75}{100}$
3,000,000円以上6,000,000円未満	給与× $\frac{84}{100}$
6,000,000円以上	給与× $\frac{93}{100}$

②給与特別控除
収入金額× $\frac{5}{100}$ (2万円をこえる場合2万円)
①の計算で収入金額が1,250,000円以上の方は「給与所得の源泉徴収税額の附表」を使用するで多少の差が生じます。尚公的年金等にも左記の計算方法が適用されます。
(明治42年12月31日生まれまでの方は特別控除600,000円)

助産費・葬祭費を増額

4万円と1万5千円に

助産費、葬祭費の支給額を八月一日から増額しました。これは、社会保険との均衡をということで増額したもので、

助産費二万円を四万円に、葬祭費四万円を一万五千円に改正しました。

適用者は五十年八月一日以降に出生、死亡された方で、それ以前に出生、死亡された方については今までも適用です。

国民健康保険税の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

健康優良家庭を表彰

市では国保加入世帯で前年度中家族全員一度も医療の給付を受けずに、保険税も納期内に率先して完納して頂いた家庭を表彰し、記念品を送っています。四十九年度は四百九十一世帯が該当し表彰を受けています。表彰を受けられた世帯は、苦しい国保財政に大きく貢献して頂いたことになり、今後ともこのような健康で明るい家庭が増え、四十九年度は被保険者一人当たり五・五回医師にかかり、三万三千七十円の医療費を保険で負担しています。

受けられる給付のいろいろ

こんな場合

①病気やケガをしたとき

②旅行先や急病でやむを得ず保険証をもたずに医者にかかったとき

③医師の指示により付添看護婦をやったとき

④コルセットを作ったとき

⑤重病人を入院、転医させた移送料

⑥被保険者が出産したとき

⑦被保険者が死亡したとき

⑧被保険者が出産し生れた子を引き続き育てる場合

⑨病院で多額の治療費を支払ったとき

⑩はり・きゅうの施術を受けたとき

⑪②から⑪までの手続きは国民健康保険課・支所・出張所で行って下さい。

給付割合(金額)

医療費の7割

かかった理由、費用額を審査して7割を払い戻す

4万円

50年8月1日以降に出生したもの

2万円

49年4月1日から50年7月31日までに出産したもの

1万円

49年3月31日以前に出生したもの

1万5千円

50年8月1日以降に死亡したもの

4千円

49年4月1日から50年7月31日まで死亡したもの

2千円

49年3月31日以前に死亡したもの

千2百円

同一月に同じ病院で被保険者一人につき保険点数で3万円以上支払ったとき、そのこえた額

1回につき2百円

月5回以内

健全な国保運営にご協力を

国保財政、最悪の事態に

期待できない保険税の伸び

国民皆保険制度が実現し、いまだ十数年。いまだに国保は私たちの生活のうえに定着していません。国保のなかつたところ、お金がなくお医者さんにもかかれなかつたところのことを考えると、いろいろと改善する点はあるが、国保制度はありがたい制度といえます。

しかしながら高齢者や低所得者を多くかかえた国保は体質的にはひ弱で、ことに財政基盤が貧弱です。ちよつとも医療費が増えたりするとたちまち財政は苦しくなります。

そこで今回はみなさんから国保を理解していただくため国保について特集しました。みなさんの協力により国保を正しく育てて下さるようお願いいたします。

最近では、四十九年度に一九〇%増加しています。

【長期療養者・入院患者の増加】
自分の健康を過信し、少々の異状があつても受診することなく、病気が進行し、あるいは他の病気を併発してから受診するといった手おくれの受診の仕方が、長期間の診療をしなければならぬ人が少なくありません。

四十九年度には一年以上の長期にわたって療養している人が全体の約三〇%、二万一千人もいます。又、入院患者は月平均千八百八十人で四十五年度に比べ五八%も増加しています。

一方、診療に要する日数は、入院二一・〇二日、外来二・九八日、歯科三・二〇日で年々伸びており、一日当り金額も医療費改定等で急上昇し、四十五年度に比べ四十九年度では入院が二〇%増の四千九百六十九円、外来が一八%増の千六百八十五円、歯科が二〇%増の千七百八十八円となっています。

従つて被保険者一人当り医療費も比例して増大しています。

四十五年度の一人年間医療費は二万五千一百一十四円でしたが、四十九年度は二・三倍の四万七千二百四十三円と急増しています。

49年度の国保は赤字決算

保険給付費が大幅に増える

四十九年度の国保の決算見込みは、歳入総額二十六億六千九百八十一万一千円、歳出総額三億六千七百八十一万二千円、赤字額二億二億一千九百八十九万九千九百九十二円と、過去五年間の決算状況をみると、四十五年度以来四年間黒字を維持してききましたが、四十九年度に至つては赤字決算となりました。

これは、収入面では四十五年度に税率を引上げて以来土地譲渡所得や漁業補償等の一時所得が異常に伸びたために保険税も順調に伸びてきたものの支出面において福祉政策の充実に伴う各種保険給付の改善により受診率が高まり、又毎年の医療費の値上げ等により保険給付費は表裏の増の一途をたどり、保険税の伸びを大きく上回つてきました。これが国保財政を圧迫し、四十九年度が赤字決算となつた要因です。

五十年年度についてみると、石油危機以来の不景気はなかなか回復せず、保険税の伸びは期待できない状態です。又、今年八月一日から助産費、葬祭費の

医療費を節約しましょう

早期発見・早期治療を

医療費の節約とはどうすればよいのかと思われる人がいるでしょうが、これはみなさんがちよつと気を付けていただければ簡単にできることです。次のような点に心掛けて医療費の節約にご協力下さい。

【診療は指定時間にする】
時間外や深夜の受診は、お医者さんに迷惑をかけるだけでなく、三百円から千五百円余分に支払わなければならないだけに、往診に急を要するときに、病院に行くのがおつくだからといって往診を頼むのはやめ

【注射薬のおねだりはしない】
お医者さんはその人の病状や体質によつて注射や薬を与えるものです。おねだりはお医者さんにも困ります。

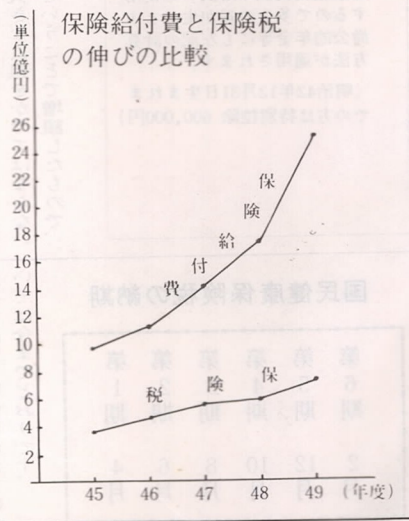
【早期発見・早期治療を】
病気を早く治すには、まず早く発見することです。健康管理に心掛け、異状を感じたらすぐお医者さんにみてもらいましょう。

【薬に頼らない】
病気が自分で治すもの、薬は手助けをするだけです。薬を飲むだけでは病気が治りません。

【お医者さんへ指示とおりに治療に専念しましょう。】
けちも受診こそ薬の無駄使いになり、お医者さんの治療方法をくわすことになりません。

【一回の往診料は二キロ以内で千五百円です。】
お医者さんへ指示とおりに治療に専念しましょう。かきも受診こそ薬の無駄使いになり、お医者さんの治療方法をくわすことになりません。

保険給付費と保険税の伸びの比較



国保はやわかり

国民健康保険の目的としくみ

国民健康保険は、みなさんがお医者さんで診療を受けたとき、診療費全体を3割はお医者さんの窓口で支払わなければならない。これを一部負担金といひ、残りの7割が保険給付で、国保がお医者さんに支払うことになっています。7割の保険給付額は国の支出金とみなされ、お互いに助け合ふために平素からお金(保険税)を出し、これに国が一定の割合で交付されるため医療費がふえればふえるだけみなさん方の保険税がふえることとなります。

加入しなければならぬ人

大分市に住んでいる人で次の項目に該当する人以外の人(国民健康保険組合の被保険者は原則として必ず加入しなければなりません。)

①健康保険 船員保険、日雇労働者(ただし中国、韓国、朝鮮の国籍を有する人は除きます。)

②公務員など共済組合員とその家族。

③生活保護を受けている人。

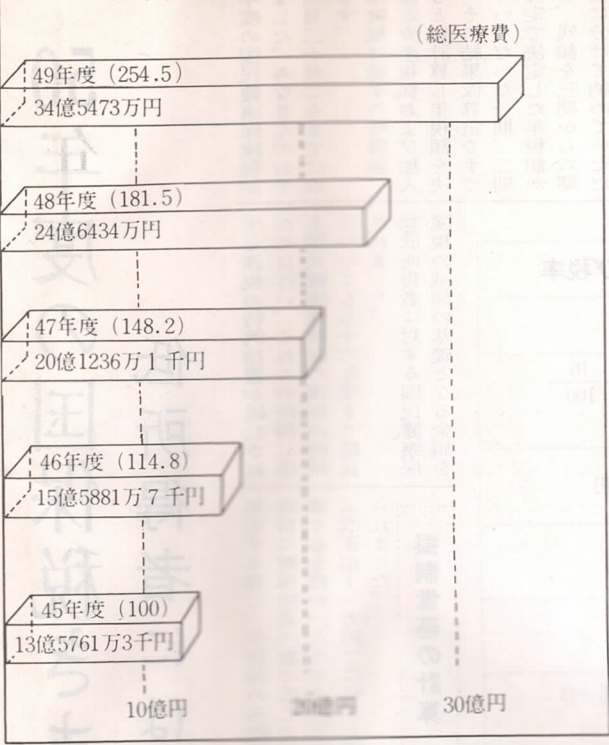
④外国人(ただし中国、韓国、朝鮮の国籍を有する人は除きます。)

こんなときは必ず届け出を

次のようなときは、世帯主の方には必ず14日以内に手続きを

国保をやめる場合		国保に加入する場合	
死亡したとき	印鑑・保険証	大分市に転入して来たとき	印鑑・所得証明書(ただし、部加入のとき)
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保険証	職場の健康保険をやめたとき	源泉徴収票(ただし、部加入のとき)
市内で住所がかわつたとき	印鑑・保険証	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・保険証
氏名・世帯主などに変動があつたとき	印鑑・保険証	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険証
世帯をわけたり、一緒になつたとき	印鑑・保険証	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険証
保険証をなくしたとき	印鑑・保険証	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険証

過去5年間の医療費の伸び



過去5年間の決算状況

科 目		45 年 度		46 年 度		47 年 度		48 年 度		49 年 度	
		金 額	前年対比	金 額	前年対比	金 額	前年対比	金 額	前年対比	金 額	前年対比
入	保 険 税	376,313	23.1	472,324	25.5	546,827	15.8	596,738	9.1	736,781	23.5
	国庫支出金	680,824	22.2	700,472	2.9	940,723	34.3	1,179,599	25.4	1,788,272	51.6
	一般会計繰上金	27,310	8.5	32,081	17.5	34,263	6.8	39,974	16.7	61,034	52.7
	前年度繰越金			45,775		53,693	17.3	74,568	38.9	57,008	23.5
	その他の入	8,000	1.7	13,992	74.9	14,481	3.5	22,674	56.6	26,716	17.8
計		1,092,447	21.3	1,264,644	15.8	1,589,987	25.7	1,913,553	20.4	2,669,811	39.5
出	保険給付費	968,513	18.4	1,113,667	15.0	1,429,191	28.3	1,751,536	22.6	2,536,557	44.8
	事務費	46,841	12.6	53,851	15.0	63,601	18.1	74,401	17.0	101,249	36.1
	保険施設費	14,306	21.1	17,288	20.8	21,108	22.1	26,921	27.5	36,910	37.1
	繰上充用金	10,756	72.2								
	その他の出	6,255	75.1	26,145	318.0	1,519	94.2	3,687	142.7	3,396	7.9
計		1,046,671	14.9	1,210,951	15.7	1,515,419	25.1	1,856,545	22.5	2,678,112	44.3
歳入歳出差引		45,775		53,693		74,568		57,008		8,301	